区立学校適正配置第二次実施計画

春日小学校・練馬小学校・高松小学校保護者および地域説明会

令和7年1月15日(水)

練 馬 局 X 教 育委員会事 務 育 教 教 育 振 施 策 興 部 課

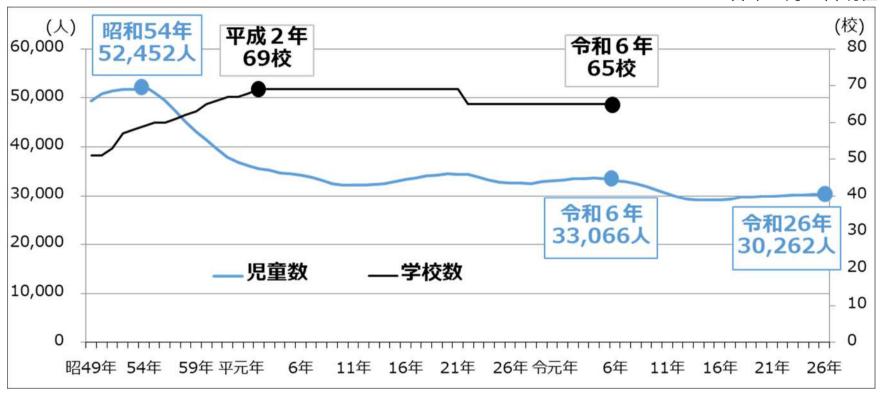
目 次

2	1
	_
• • • • • • • 3	3
• • • • • • • 4	4
5	5
• • • • • • • • •	õ
• • • • • • 7	7
8	3
	9
• • • • • • 1	,
• • • • • 1	2
1	3

1 第二次適正配置基本方針(令和6年3月策定)の概要

区立小学校の児童数、学校数の推移と今後の見込み

各年5月1日現在



現在の児童数はピーク時(昭和50年代)の6割となっています。 学校数は69校 65校と大きく変わっていません。 区の将来人口推計による年代別人口の推移も減少の見込みです。

過去の取組

光が丘の小学校 8 校を 4 校に統合・再編(平成22年) 光が丘第四中学校を廃止し、光が丘第三中学校の 通学区域に編入(平成31年)

学級規模の基準

第二次適正配置基本方針では、区立小・中学校の適正規模の基準を以下のとおりとしています。

小学校 12学級~18学級(19学級~24学級は許容範囲)

全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、1学年2学級~3学級を基本に12学級~18学級とします。なお、1学年4学級程度であれば、学校運営上支障がないものと考えられるため、教室の確保を条件に、19学級~24学級は許容範囲とします。

中学校 12学級~18学級

生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、1学年4学級~6学級を基本に12学級~18学級とします。

小中一貫教育校 18学級~27学級

異学年交流や行事などが実施しやすく、1名の校長で運営上支障のない、1学年2学級~3学級を基本に18学級~27学級とします。

国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により小・中学校ともに「12学級~18学級」、小中一貫の義務教育学校は「18学級~27学級」としています。

学級規模における課題

適正規模を下回る過小規模校や適正規模を上回る過大規模校は、それぞれの環境の中で工夫を凝らすことにより、適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化や過大規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校の努力だけではカバーできずに学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

	主な課題
過小規模校	単学級(1学年1学級)ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、 多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる 児童・生徒から多様な発言が引き出しにくく、集団生活の良さが生かされにくい 教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限される場合がある 教員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が増加する場合がある 教員個人の力量への依存度が高まり、人事異動や教員数の変動により学校経営が不安定 になる可能性がある
過大規模校	集団生活において、同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある教室、体育館、運動場、少人数指導や部活動のスペースなどの施設面に余裕がなくなる社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合がある運動会などの学校行事や集団学習において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる教職員による児童・生徒一人ひとりの個性や行動の把握が困難になりやすい

適正配置の必要性

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長している。 いくために、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

そのためには、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を行う必要があります。

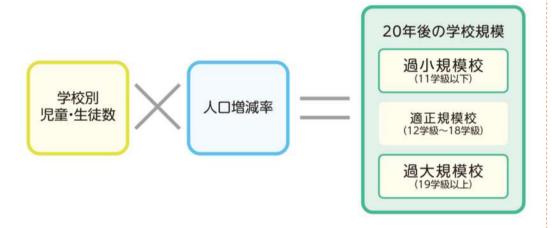
これまでにない少子化の局面においては、児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学 級編制の実施等の要素を踏まえて、適正配置を進める必要があります。

令和6年3月に「第二次適正配置基本方針」を策定し、適正配置を進めるための考え方をお示ししました。

適正配置候補校の抽出

20年後の過小規模校・過大規模校

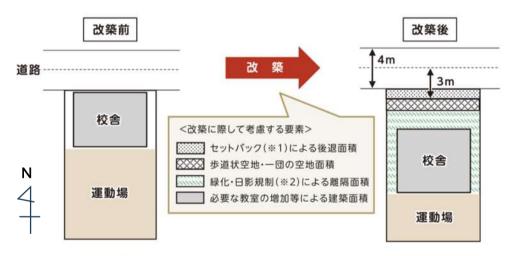
学校別の児童・生徒数に人口推計増減率を 掛け合わせ、20年後の学校規模を算出します。



小学校19~24学級は許容範囲 小中一貫教育校は18~27学級が適正規模

改築に課題のある学校

改築後に望ましい運動場面積*を確保でき ない可能性のある学校を抽出します。



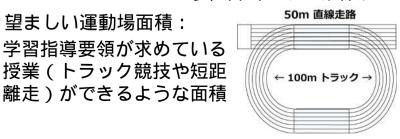
1 セットバック:建物の建設に伴い、道路と土地の境界

線を後退させること

: 建築物による影が、近隣にかからない 2 日影規制

よう、日当たりを確保するための規制

*望ましい運動場面積: 学習指導要領が求めている 授業(トラック競技や短距



適正配置対象校の選定フロー

<適正配置候補校>

20年後の過小規模校・過大規模校

改築に課題のある学校

適正配置後の学校規模

過大規模(小学校25学級、中学校 19学級以上)にならないか 通学距離

通学距離の目安程度の通学可能な距離か

直線距離で小学校1.5km程度、中学校2km程度

近隣校の受け入れ可否

統合・再編は1対1を原則とし、過小規模校は最大2校への分散で近隣 校へ受け入れできるか 人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長など、 人口が大きく変動する見込みはないか 大規模な建築計画はないか

東京都教育人口等推計も考慮

適正配置の対象となる学校を決定

2 検討経過

学校の基本情報

春日小学校は、現在12学級で適正規模の学校ですが、将来推計(令和26年度)では11学級で過小規模になる見込みです。

練馬小学校、高松小学校の通学区域の一部は、環状八号線を跨いでいます(周辺図の ■ 部分)。 この地域の通学区域を春日小学校に変更することで、通学の安全確保、春日小学校の適正 規模の確保につながります。

<春日小学校の児童数・学級数 >

令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5 年生	6年生	合計
児童数	47	43	51	46	61	54	302
学級数	2	2	2	2	2	2	12

<春日小学校の施設保有情報 >

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
13,000 m²	H1.3	36	未実施

長寿命化

学校施設管理基本計画において、学校施設は、築50年を目途に長寿命化の 適否を判断し、適する施設は築80年、適さない施設は築60年を目途に改築 することとしています。

<周辺図>



適正配置対象校の選定フローによる検討

適正配置後の学校規模

近隣の小学校と統合した場合、練馬小学校、練馬第二小学校とは許容範囲になる見込みです。 しかし、練馬小学校との統合は都推計で令和11年度に24学級、練馬第二小学校との統合は 区推計で24学級といずれも許容範囲の上限の学級数になります。

したがって、通学区域の変更を行うことで春日小学校の過小規模の解消を検討します。

学校名	築年数		長寿命化	R 6 年度		R26 年度	
7-12-1	建築年	築年数	可否	児童数	学級数	児童数	学級数
春日小学校	S56.12	43	未実施	302	12	272	11
練馬小学校	S38.3 (R8 改築)	62	×	453	16	411	15
練馬第二小学校	S39.3	61	2F 体	419	15	442	16
練馬東小学校	改築中	-	-	520	18	470	17
向山小学校	改築中	-	-	485	17	512	18
高松小学校	S43.3	57		665	21	605	21

	対象校と統合した 場合の学級規模						
R26年度 児童数計	学級数						
683	23						
714	24						
742	25 ×						
784	26 ×						
877	28 ×						

R11年度都推計 24学級

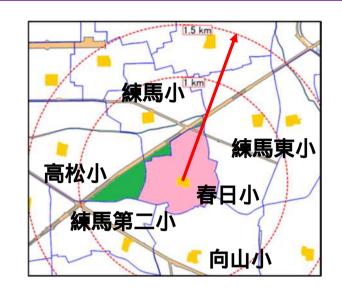
R11年度都推計 25 学級

適下配置後の通学距離

練馬小学校、高松小学校の通学区域の一部は、環状 八号線を跨いでいます(図の 💹 部分)。

この地域の通学区域を春日小学校に変更することで、 通学の安全確保、春日小学校の適正規模の確保につ ながります。

部分の地域は春日小学校まで1km以内に位置 しています。



近隣校の受け入れ可否

春日小学校は、現在の普通教室数は12教室ですが、教室転用により13教室を確保でき ます。

仮に区推計(令和26年度時点)の春日小学校の児童数272人と現在(令和6年度時点) の 部分の児童数60人を合わせると332人(13学級)であり、春日小学校の現在の 校舎で受け入れることができます。

春日小学校 272人(R26年度)



部分の児童 60人



332人(13学級)

すでに春日小学校や国都私立小学校 等に通学している児童は除く

人口変動の要素(都推計考慮)

通学区域の変更により区推計の過小規模も解消されるため、統合・再編は行いません。

学校名		年度 誰計	R11 年度 都推計		
	児童数	学級数	児童数	学級数	
春日小学校	272	11	280	12	

検討結果まとめ

令和9年4月を目途に、練馬小学校・高松小学校の通学区域の一部を春日小学校に 編入する方向で検討します 新入生から適用

3 統合・再編を円滑に進めるための取り組み

通学路の安全確保

各学校での安全指導を徹底するとともに、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて警察署 や道路管理者などへ働きかけを行います。

学校応援団・ねりっこクラブ

学校応援団ひろばや校庭・図書館の開放、ねりっこクラブ事業の必要なスペース確保に努めます。

4 これまでにいただいた主なご意見

- Q なぜ、過小規模校ではいけないのか。
- A 過小規模の学校であっても、教職員の努力や保護者の方々の協力のもとで適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

クラス替えが困難なため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方 にふれる機会が少なくなる。

委員会活動や部活動などが制限される場合がある。

教員が少なく、教員一人当たりの校務負担が増加したり、教員個人の力量への依存 度が高まる場合がある。 など

- Q 兄姉がすでに変更前の学校に入学している場合はどうするのか。
- A 入学時に就学希望校に兄姉が在学している場合は「指定校変更申請」により 対応します。詳しくはこちらから区ホームページをご覧ください。



- Q なぜ令和9年4月から変更するのか。
- A 地域の皆様の調整や規則改正などを行い、令和9年4月を目途に 通学区域を変更することを検討します。

お問い合わせ先

説明会についてご質問がある方



説明会後のご質問、オンライン配信をご覧の方はこちらの専用フォームからお問い合わせください。

計画(素案)全体をご覧になりたい方



計画(素案)全体をご覧になり たい方はこちらから区ホーム ページをご覧ください。

パブリックコメント (区民意見反映制度)を実施しています

計画(素案)について、ご意見をお寄せください。いただいたご意見と区の考え方は、4月上旬に区ホームページで公表します。



意見を提出される方はこちらの専用 フォームからご提出ください。 ご意見・ご質問の受付、 素案の公表は、いずれも 1月21日(火)までです。

担当

練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課 (電話)03-5984-1034